

特定建設作業における騒音等に係る規制対象作業の追加

1 概要

騒音等の苦情が多いスケルトンバケットを換装した作業について、特定建設作業の対象とすべく大阪府が規則改正を行うことを予定している。高槻市としても府と同等の規制を行うため、「ショベル系掘削機械を使用する作業で、アタッチメントをスケルトンバケットに換装したもの」を高槻市公害防止及び環境の保全等に関する条例（以下「市条例」とする。）における特定建設作業の規制対象とする規則改正を行う。

2 特定建設作業の規制状況

騒音規制法や振動規制法では、建設工事や解体工事として行われる作業のうち、特に著しい騒音、振動を発生させる作業については、特定建設作業として規制（作業概要の届出等）している。加えて、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府条例」とする。）において、法で定める作業のほかに府独自の項目を設定し、規制している。

高槻市では、市域における建設工事内容などを勘案し、市の状況に合わせてより細やかな規制を行うことを目的として、平成22年に市条例を制定し、特定建設作業において発生する騒音や振動のほか、粉じんについても規制を行っている。ここで、市条例の制定に際しては府条例の適用除外を受け、府条例における規制項目に市独自の項目（例：コンクリート破砕機を使用する作業）を追加し、より多くの作業について規制を行っている。

3 市条例における「ショベル系掘削機械を使用する作業」の規制状況

市条例では「ショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業」について、規制を行っているところである。



ショベル系掘削機（油圧ショベル）



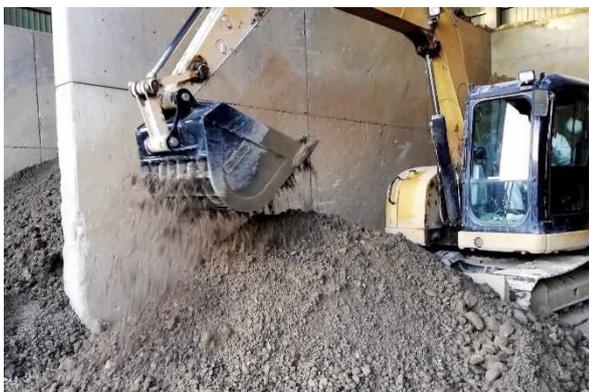
標準バケット

4 大阪府の動向

大阪府が府内自治体に対して行ったアンケートにおいて、府条例において規制対象外となっている油圧ショベルの先端部にスケルトンバケットを換装し、ふるい分けをする作業においても多くの苦情が寄せられていることが判明した。

本作業について、府が建設機械の近傍において騒音調査を行った結果、作業時の建設機械から7m離れた地点における騒音レベルは約90デシベルとなることが判明した。(参考資料参照)

ここで、府では騒音に係る特定建設作業の選定にあたっての判定基準は、騒音レベルが建設機械から7m離れた地点でおおむね85デシベルとしている。(環境保全条例にあり方について(答申)、平成5年12月20日、大阪府公害対策審議会)そのため、府では標準バケットだけではなく、スケルトンバケットを換装したショベル系掘削機を使用する作業について、特定建設作業の対象とすべく条例の施行規則の改正を行うことを予定されている。



スケルトンバケットによるふるい分け作業



スケルトンバケット

5 市条例での対応(案)

(1) 特定建設作業の騒音規制について

高槻市においては、大阪府の基準と実際の騒音発生状況をもとに、特定建設作業とするか否か判断している。この度、スケルトンバケットを換装したショベル系掘削機械についての府の騒音調査の結果、約90デシベルであり、上記基準を満たす著しい騒音を発生する作業であると考えられることから、アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを条例の騒音規制の対象とする。

また、当該機械の規模要件については、アタッチメントの換装であることを考慮し、既に条例の騒音規制の対象としている「ショベル系掘削機械を使用する作業」と同様の「原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る」とする。

(2) 特定建設作業の振動・粉じん規制について

市条例において、振動及び粉じんに係る特定建設作業として、「ショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業」について、すでに規制対象としている。アタッチメントをスケルトンバケットに換装した場合においても、現状、振動及び粉じんによる苦情が発生しており、周辺生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものと考えられることから、アタッチメントをスケルトンバケットに換装したショベル系掘削機械を使用する作業についても、市条例の振動及び粉じん規制の対象とする。

6 規則改正案

上記趣旨から、以下のように規則の改正を行う。(下線部加入)

別表第6 (第16条関係)

1 騒音に係る特定建設作業

(1)ショベル系掘削機械 (アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

2 振動に係る特定建設作業

(1)ショベル系掘削機械 (アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

3 粉じんに係る特定建設作業

(6)ショベル系掘削機械 (アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

参考資料 油圧ショベル（バックホウ）にスケルトンバケットを換装し、ふるい分け作業を行った時の騒音調査結果

1 調査内容

府が令和2年度（2020年度）に建設工事の施工場所3箇所（貝塚市・八尾市・吹田市）において、発注者及び施工者の協力を得て、油圧ショベルにスケルトンバケットを換装したものを用い、コンクリートがらと土砂のふるい分け作業を行っているときの騒音測定を行った。

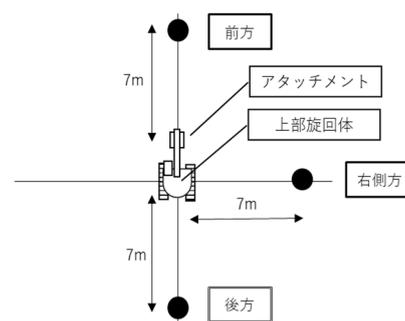
なお、作業は本調査のために行われたものである。



スケルトンバケット

2 調査方法

測定点は油圧ショベルの前方、右側方及び後方の3方向に、前方はアタッチメントから距離7m、右側方及び後方は上部旋回体（エンジンを格納）側面から距離7mの位置（地上1.2m）で測定した。



測定地点図(基本形)

3 調査結果

スケルトンバケットの騒音は事例により3回～13回の平均で、前方90.1db、右側方88.9db、後方83.2dbであった。

アタッチメントの種類		騒音レベル (dB)		
		前方	右側方	後方
スケルトンバケット	測定事例1	91.9	89.1	83.9
	測定事例2	88.9	88.9	83.2
	測定事例3	88.6	88.6	82.5
	エネルギー平均	90.1	88.9	83.2

参考 府条例における騒音に係る特定建設作業の選定にあたっての判定基準
（環境保全条例のあり方について（答申）、平成5年12月20日、大阪府公害対策審議会）

- ・騒音レベルが建設機械から7m離れた地点でおおむね85デシベル